

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月17日

高知県知事 濱田 省司 殿



提出者

住 所 高知県高岡郡四万十町平串584番地  
有限会社 三浦建設  
氏 名 代表取締役 三浦新平

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0880-22-8321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	松葉川温泉社員宿舎及び別棟解体工事（他30件）
事業場の所在地	高知県高岡郡四万十町
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

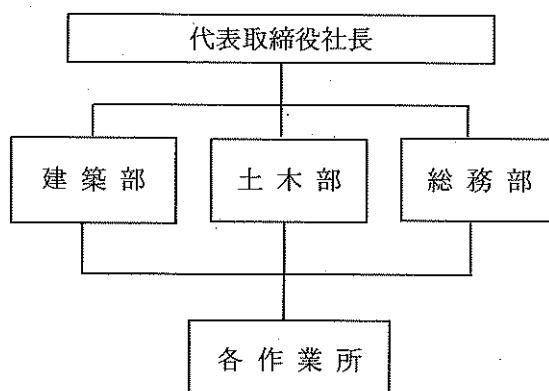
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業（総合工事業）
②事業の規模	建設業：元請完成工事高 668,033,000円（前年度実績）
③従業員数	24人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>○建設工事（解体工事を含む）により生じた産業廃棄物は、自社運搬若しくは、許可を受けた収集運搬業者に委託し、許可を受けた産廃処理業者に処理・処分を委託します。</p> <p>建設現場</p> <pre>graph LR; A[建設現場] --&gt; B[自社運]; A --&gt; C[委託契約した収集運搬業者]; B --&gt; D[委託契約した産廃処理業者]</pre>

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】								
産業廃棄物の種類	がれき類	石綿含有がれき類	木くず	石綿含有廃プラスチック	廃油	廃プラスチック類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	燃え殻
排出量	2,390.22 t		247.1t		t	9.85 t	19.74 t	
産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず	建設混合廃棄物（廃アラ・金属くず・紙くず・木くず）	廃アラ	紙くず	廃石綿等	汚泥（有害）特別管理型	石綿含有産業廃棄物
排出量	1.6 t	5.96 t	22.42 t		0.04 t			6.19

(これまでに実施した取組)

- 廃棄物の発生抑制に係る指導を行っています。
- 建設資材の長期使用、修理等を行い、廃棄物の排出を抑制しています。
- 廃棄物の分別を徹底し、再生品を推進しています。

【目標】								
産業廃棄物の種類	がれき類	石綿含有がれき類	木くず	石綿含有廃プラスチック	廃油	廃プラスチック類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	燃え殻
排出量	700t	5t	30t	1t	0t	1t	10t	0t
産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず	建設混合廃棄物（廃アラ・金属くず・紙くず・木くず）	廃アラ				
排出量	1t	5t	5t	0t				

(今後実施する予定の取組)  
現状の取組のとおり今年度も実施予定です。

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員が排出する生活系ごみ（弁当、ペットボトル等）は、一般廃棄物として持ち帰るよう、分別に係る教育を行っています。</li> <li>○がれき類・木くずは、再生処理業者で再資源化するため優先的に分別しています。</li> <li>○建設混合廃棄物についても、可能な限り分別します。</li> </ul>
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	現状の取組のとおり今年度も実施予定です。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状		産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実績なし				
②計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし				

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状		産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実績なし				
②計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし				





(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。